

入札参加資格制限措置の減免に関するQ & A

1	<p>入札参加資格制限措置の減免制度の利用を考えています。 事前に電話での相談には応じてもらえるのですか。 また、報告書はファクシミリで送信する必要があると聞いていますが、ファクシミリの番号を教えてください。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>電話での相談は次の電話番号にて受け付けています。 電話番号：024-521-7899 また、減免制度の利用には所定の様式に必要事項を記載し、次の番号にファクシミリ送信をしてください。 FAX番号：024-521-9727</p>
2	<p>他社の違反行為も報告できますか？</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>この減免制度は、他社の違反行為を密告するものではなく、自社の判断で自社の違反行為に係る事実の報告を県に行う場合に、その会社に関し、入札参加資格制限措置を減免するものです。 したがって、他社の違反行為のみを報告しても、この減免制度は適用されません。 この場合は、談合情報として、福島県談合情報処理要領に沿って対応しますので、当該違反行為の内容を教えてください。</p>
3	<p>入札参加資格制限措置の減免制度は、談合の幹事会社を行っていた場合にも適用されますか？</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>談合の幹事会社を行っていた場合でも適用します。</p>
4	<p>減免対象事業者を3者に限定しているのはなぜですか？</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>対象数を限定せずに、無制限に減免を認められるとすれば、参加者全員が減免対象となり得るので、入札参加資格制限措置の趣旨が損なわれることとなります。 また、早く違反行為について報告しようとするインセンティブが損なわれかねないこと等を踏まえれば、減免を認めるとしても、その対象数を限定する必要があります。 さらに、3事業者からの報告があれば、談合等不正行為の調査審議に役立つものと考えられることから、3事業者に限定しています。</p>
5	<p>調査審議決定前に報告及び資料の提出をする場合に、なぜ2種類の報告書を提出するのですか？</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>調査審議決定前の場合は、減免対象事業者になるためできるだけ早く報告することが重要です。さらに、提出資料の準備に時間を費やすことなく報告してもらうことにも配慮しています。 そのため、必要最小限の事項を記載した報告書を提出することで仮の順位を得、一定期間経過後に詳細な報告書と詳細な資料を提出することで仮の順位を正式のものとする仕組みとしています。</p>

6	<p>報告書の提出は、ファクシミリで行わないといけないのですか？</p> <hr/> <p>報告書の到着順位は、減免対象事業者の決定の基準となるため、確実に順位が分かる必要があります。そのため、ファクシミリで提出するものとしています。</p> <p>なお、各様式については福島県総務部 入札監理課 のホームページからダウンロード可能です。</p>
7	<p>すべての報告書及び資料の提出をファクシミリで行わなければいけないのですか？</p> <hr/> <p>調査審議決定前に様式第8号を提出している場合であって、提出期限内に様式第9号を提出するときに限っては、持参、郵送等による方法あるいはそれらを併用してもかまいません。</p>
8	<p>口頭で報告することはできますか？</p> <hr/> <p>口頭での報告は、減免制度の対象とはなりません。</p>
9	<p>共同で報告することはできますか？</p> <hr/> <p>共同で報告した場合は、減免制度の対象とはなりません。</p>
10	<p>様式第8号が受理されると、様式第9号と添付資料の提出期限が通知されることになっていますが、提出期限はどのように設定されますか？</p> <hr/> <p>ケースバイケースですが、様式第1号を受理してから3日から5日（土日・祝日等を除く）を予定しています。</p>
11	<p>様式第9号の提出と添付資料の提出をする前に、提出期限を過ぎてしまった場合はどうなるのですか？</p> <hr/> <p>提出期限が過ぎてしまうと、様式第9号及び添付資料の提出をしても様式第8号の提出による順位の利益が失われてしまいます。そのときには、様式第9号をファクシミリ送信し、再び順位を確認してもらう必要がありますので、必ず提出期限までに提出してください。</p> <p>なお、最初に様式第8号を提出したときの仮の順位が1位であっても、同じ不正行為について仮の順位が2位の者がいた場合で、この2位の者がその後の手続を規定どおりに行ったときは、その2位の者が正式順位な1位となります。</p>
12	<p>郵送する場合の報告や資料の提出先はどこですか？</p> <hr/> <p>報告や資料の提出先は福島県総務部 入札監理課 です。</p> <p>これ以外の機関に報告書や資料を送付しても、提出されたことにはなりませんので注意してください。</p> <p>〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県総務部 入札監理課</p>

13	<p>報告書を提出する前に、順位を確認したいのですが、照会には応じてくれますか？</p> <p>-----</p> <p>その時点で想定される順位を教示しますが、実際には照会後に他社から申請が行われることがあり得ますので、この教示した順位を保証するものではありません。</p>
14	<p>減免制度を申請したことは後で公表されるようなことはあるのですか？</p> <p>-----</p> <p>公正取引委員会や捜査機関に提供する場合を除き、減免された事業者の有無、事業者名について公表することはありません。</p> <p>ただし、期間の短縮の場合、入札参加資格制限措置の対象者として公表されることとなります。</p>
15	<p>入札制度等監視委員会が行う調査審議前に申請をした場合には、その後、調査審議は行われますか？</p> <p>-----</p> <p>入札制度等監視委員会は、必要に応じて、調査審議をします。</p> <p>この場合、提供された情報元を公表することはありません。</p>
16	<p>別記第7条に「正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない」と規定していますが、弁護士等に相談することや公正取引委員会に対して課徴金減免の申請を行うことは可能ですか？</p> <p>-----</p> <p>弁護士等に相談することや公正取引委員会に対して課徴金減免の申請を行うことは、正当な理由があるものに該当しますので、可能です。</p>